

水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等に係る検討事項について

1. 諮問に至る背景

検討対象物質

水生生物保全環境基準については、平成 15 年 11 月環境省告示第 123 号（水質汚濁に係る環境基準について）で設定され、水生生物の保全に係る環境基準項目 1 項目（亜鉛）及び要監視項目は 3 項目（クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド）が定められている。

基準設定における前回答申の中で「今後とも新たな科学的知見等に基づいて必要な追加・見直し作業を継続して行っていくべき」とされており、継続して検討が行われてきた（参考 1、2）。

2. 今後の検討事項

この検討の中で、新たな環境基準項目候補であるノニルフェノール等において、環境中濃度や水生生物に影響を及ぼすレベルについて知見の集積がある程度整い、また併せて現在までの水生生物保全環境基準の設定について再整理すべき事項があったことから、平成 22 年 8 月 12 日に、「水生生物の保全に係る環境基準の項目追加等について」諮問が行われた。

今後基本的な考え方としては、前回の答申の考え方を踏まえつつ、以下の事項について検討を行う。

- ・水生生物環境基準項目の追加とその基準値の設定について
- ・水生生物保全環境基準の設定のあり方について
- ・その他、必要となる事項

○検討対象物質

ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 (LAS)	
4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド

3. 検討の進め方

第 1 回水生生物保全環境基準専門委員会において、前回答申において示された環境基準項目の設定の考え方について、指摘された課題事項の整理状況やその後の新たな知見等を踏まえ、御議論いただきたい。

その後、資料が調い次第、順次個別の検討対象物質について御議論いただき、平成 23 年度末以降、段階的に報告の取りまとめをいただきたい。

※専門委員会は概ね3～4ヶ月に1回程度開催。

上記のノニルフェノールから4-t-オクチルフェノールの3物質については、平成23年度中までに検討が必要な資料が調う予定。

また、その他の物質については平成24年度中までに順次資料が調う予定。

(参考1) 水生生物保全環境基準設定(平成15年11月)以降の主な検討状況

【審議会】

- ▼平成15年度～平成16年度
中央環境審議会水環境部会水生生物保全小委員会を開催(全5回)
水生生物保全に係る施策について審議
- ▼平成17年度
中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会(第7回)開催
環境基準及び監視項目の検出状況等検証

【検討項目】

- ▼平成16年度
化学物質に関する諸情報整理、水生生物の生息状況等に関する調査
- ▼平成17年度
 - ①化学物質の水生生物に対する有害性評価
 - ②水生生物の生息状況の調査・評価法の整理
 - ③水生生物保全に関する法制度の諸外国での動向整理
 - ④海生生物の毒性試験の手法検討
- ▼平成18年度
 - ①水生生物への影響が懸念される有害物質に係る基礎資料の整備
 - ②海生生物を対象とする毒性試験法に係る国内標準法の検討
- ▼平成19年度
 - ①化学物質に関する毒性等の諸情報の整備・検討
 - ②海生生物等を対象とする毒性試験法に係る国内標準法の検討
- ▼平成20年度
 - ①化学物質に関する毒性等の諸情報の整備・検討
 - ②水生生物を対象とする毒性試験法に係る課題検討
 - ③その他課題等に関する検討
- ▼平成21年度
 - ①化学物質に関する毒性等の諸情報の整備・検討
 - ②水生生物を対象とする毒性試験法に係る検討及びガイドラインの作成
 - ③その他課題等に関する検討
- ▼平成22年度
 - ①化学物質に関する毒性等の諸情報の整備・検討
水生生物保全に係る化学物質有害性評価作業委員会
・ノニルフェノール、LAS、4-t-オクチルフェノール等の有害性評価査読
水生生物保全に係る水質目標値検討会
・要監視項目等にかかる目標値検討
 - ②水生生物を対象とする毒性試験法に係る検討及びガイドラインの作成
・海産無脊椎動物(甲殻類)毒性試験法
・汽水域に生息する生物の毒性試験に係る整理
 - ③その他課題等に関する検討

(参考2) 検討対象物質について

